

# URAQUSU

555す

2020  
7  
No.670

認定子ども園なかよし  
体育参観日

## 主な内容

星和行さん 瑞宝双光章受章・・・・・・・・・・・・・2P  
中小企業者へのサポート支援を拡充します！・・・・・・・・3P  
浦臼町定住支援制度について・・・・・・・・・・・・・・10P

## 星和行さん 瑞宝双光章受章

前浦臼消防団長の星和行さんが、その多大な功績を認められ、令和2年度春の叙勲において瑞宝双光章を受章いたしました。

星さんは昭和44年に入団し、平成16年から26年までの10年間は団長として浦臼町の防災活動に尽力されました。



### 星 和行氏 略歴

#### ○入団年月日

昭和44年10月1日 浦臼町消防団 入団  
昭和47年 4月1日 砂川地区広域消防組合発足  
砂川地区広域消防組合浦臼消防団 団員

#### ○勤続年数

44年6ヶ月 (H26. 3. 31退団)

#### ○団長就任からの年数

10年0ヶ月 (H16. 4. 1~H26. 3. 31)

#### ○表彰歴

H12. 2. 9 日本消防協会30年勤続表彰  
H12. 11. 16 北海道知事30年永年勤労章  
H18. 3. 3 消防庁長官永年勤続功労章  
H26. 3. 5 消防庁長官功労章

## 認定こども園なかよし 体育参観日

6月26日(金)、認定こども園なかよしにおいて体育参観日が開催されました。新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった運動会の代わりにと企画され、本番の運動会さながらの競技が行われました。緊張して泣き出してしまいう子もいましたが、お父さん、お母さんの前で元気いっぱい駆け回っていました。



## NEWFACE

今年度から浦臼町に着任・就職された方々を紹介します。  
「広報にでてた人だ！」って気軽に声をかけてください。

### プロフィール

- ①勤務先
- ②出身地
- ③趣味・特技
- ④浦臼町の印象
- ⑤今後の抱負



### いずみ かつよし 和泉 克佳さん

- ①浦臼町役場 総務課 企画統計係
- ②当別町
- ③野球
- ④自然豊かで、食べ物が美味しい町。
- ⑤誰からも頼られる職員になります。

国民健康保険税は納期限内に必ず納めましょう!!

## 中小企業者へのサポート支援を拡充します!

令和2年7月からお店の新築やリフォーム、特産品の開発事業に対する支援を行う「浦臼町中小企業振興事業」の改正を行い、助成限度額の拡充を行います。

改正内容は下記のとおりです。

- ① 町外新規開業者への支援金創設 100万円（※町内への居住など条件があります。）
- ② 店舗の新築等の助成限度額拡充 200万円→500万円
- ③ 店舗の改築等の助成限度額拡充 100万円→300万円
- ④ 地場産品開発助成金の拡充 50万円→100万円

※制度改正に伴い、過去にご利用された中小企業者も再度ご利用いただけます。

事業名	助成内容	対象となる事例	対象経費	交付要件	助成限度額
①施設等整備助成金	店舗等の新築	・店舗、事務所の新築	建築工事費及びそれに伴う設備購入費（建物に附属する設備含む）	対象経費の合計額が100万円以上	対象経費の1/2以内 限度額 500万円 (1事業所1回限り)
	店舗等の増改築	・店舗や空き店舗の改装 ・看板の改装 ・店舗の駐車場整備	増改築工事費及びそれに伴う設備購入費（建物に附属する設備含む）	対象経費の合計額が50万円以上	対象経費の1/2以内 限度額 300万円 (1事業所1回限り)
②地場産品開発助成金	商品開発	・町内産農畜産物を使用した加工品の開発 ※商品開発、販売までの計画が必要となります。	専門家謝礼、原材料、器具購入費等 ※交通費は除く	対象経費の合計額が10万円以上	対象経費の1/2以内 限度額 100万円 (対象年度1事業所1回限り)
③従業員研修等助成金	従業員研修等	・業務に直接関係する知識、資格を習得するための受講料	研修等に要する経費 ※旅費、宿泊費は対象になりません。	対象経費の合計額が1万円以上	対象経費の1/2以内 限度額 10万円 (対象年度1名1回限り)

### 助成を希望される場合は、事業内容・計画について事前に産業振興課商工観光係までご相談ください。

#### 〈交付条件〉

- ・浦臼町商工会に加入している中小企業基本法第2条に定める事業者（商工業を営む者）
- ・町の公租公課の滞納がない者

#### 〈交付申請〉

- ・申請書、事業計画書、図面、見積書、浦臼町商工会確認書、固定資産税課税台帳、創業計画書（新規開業）

#### 〈主な概要〉

- ・店舗・事務所・工場・営業に供する部分のみ対象となります。
- ・店舗兼住宅の場合は店舗部分のみ対象となります。
- ・施設の指定管理者は原則対象外となります。
- ・国・道・町等から補助金等が交付されている場合は、対象経費から控除した額を対象経費とします。
- ・助成金の決定は町及び商工会で審査し、認定された方が対象となります。
- ・助成金の交付は実績報告後となります。

お問い合わせ 産業振興課商工観光係  
TEL 0125-68-2114

ゴミは、分別して出しましょう!!

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和2年度の保険料のお支払いと  
保険証（被保険者証）の一斉更新について～

## 7月に保険料額をお知らせします

令和2年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。  
 <<保険料の計算方法>>

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 <b>52,048円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得－33万円) <b>×10.98%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限額は、令和2年度は64万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

## ◆ 保険料の軽減

### ① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和30年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合			
	本則	元年度	2年度	3年度
33万円以下かつ被保険者全員の所得なし（年金収入の場合80万円以下）	7割	8割	<b>7割</b>	
33万円以下		8.5割	<b>7.75割</b>	7割
33万円+（28万5千円×被保険者数）以下	5割	<b>5割</b>		
33万円+（52万円×被保険者数）以下	2割	<b>2割</b>		

※令和2年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。  
 令和2年度から、軽減特例の見直しにより8.5割軽減から7.75割軽減、8割軽減から7割軽減に変更になりました。

### ② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります（52,048円→26,024円）。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

**不要な「ありがとう札沼線」缶バッジは、役場へ寄付をお願いします！**

## ■ 保険証が新しくなります

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場くらし応援課 住民係までお申し出ください。

**新しい保険証は水色です**

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年7月31日
交付年月日	〇〇年7月1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

## ■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

現在ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは黄色の減額認定証及び限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場くらし応援課住民係へ申請してください。

※有効期間は保険証と同じく1年間です。

### ◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)</li> <li>・老齢福祉年金を受給されている方</li> </ul>

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年7月31日
交付年月日	〇〇年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
発効期日	〇〇年8月1日
適用区分	区分Ⅱ
発効入籍 認定年月日	〇〇年8月1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

### ◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

**新しい減額認定証及び限度証は黄色です**

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年7月31日
交付年月日	〇〇年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
発効期日	〇〇年8月1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

## ☆ お問い合わせ先 ☆

北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
☎011-290-5601

浦臼町役場 くらし応援課住民係  
☎0125-68-2112

**買物は町内商店で買いましょう!!**

## 国民年金保険料の納付が困難なときは



経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

### 全額免除制度・一部納付（一部免除）制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで所得が少なく保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付（免除）となる制度です。

●免除の対象となる前年所得の目安、承認された場合の納付額●

	所得の目安			保険料額 (月額)	年金額への反映割合
	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦・子2人)		
全額免除	57万円	92万円	162万円	納付なし	$\frac{1}{2}$ (H21.3月分までは $\frac{1}{3}$ )
4分の1納付 (4分の3免除)	93万円	142万円	230万円	4,140円	$\frac{5}{8}$ (H21.3月分までは $\frac{1}{2}$ )
半額納付 (半額免除)	141万円	195万円	282万円	8,270円	$\frac{6}{8}$ (H21.3月分までは $\frac{2}{3}$ )
4分の3納付 (4分の1免除)	189万円	247万円	335万円	12,410円	$\frac{7}{8}$ (H21.3月分までは $\frac{5}{6}$ )

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もあります。

### 納付猶予制度（50歳未満の方）

平成28年7月以降から50歳未満の方で、本人、配偶者（世帯主の所得審査はありません）の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することによって、納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。（平成28年6月までは30歳未満が対象になります。）

### 学生納付特例制度（学生の方）

大学、短大、高等学校、専修学校、各種学校等の学校に在学する方が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。

（所得の審査は本人のみです。）

※各種学校については学校教育法に規定される学校（修業年数が1年以上である課程）が対象です。

※国内に所在する海外大学（日本分校）であって文部科学大臣が指定した課程に在籍する学生も対象です。

### 申請手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
  - ②印鑑（シャチハタ不可）
  - ③学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証の写し
  - ④失業などを理由にする場合は、「雇用保険受給資格証」、「離職票」等
- 【申請手続きは、砂川年金事務所（電話52-2144）または役場くらし応援課住民係（電話68-2112）で行えます】

### ほくもんフリーローン『まねき猫』

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%  
(固定金利・保証料含む) (平成27年4月1日現在)

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。

※さらにお取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額 500万円以内 ・ご利用期間 10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。

※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。

※詳しくは当金庫本支店窓口にお問合わせください。

他金融機関、クレジット、消費者金融で

ご利用中のローンの借換もOK

ふれあいを大切にする

**北門信用金庫**

<http://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

北門信用金庫 浦臼支店 TEL 68-2011

広  
告

元気にあいさつをしましょう!!

## 新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談の受付について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療事務従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず、私たちに相談してください。



## 北海道赤ちゃんのほっとステーションについて

赤ちゃんとそのご家族などが、安心して「おむつ替え」と「授乳」ができる場所のことで、北海道が行っている事業です。登録施設には、右記のステッカーが提示されており、浦臼町では保健センター（子育て世代包括支援センター）が登録されています。その他の登録施設につきましては、北海道のホームページに紹介されています。お出かけの際に、お気軽にご利用ください。



### ◇浦臼町保健センター

月曜日から金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）8：30～17：15 までご利用いただけます。



おむつ替えコーナー



授乳室

## ◆夏休み 水辺の事故を防ぐために◆

夏休みは子どもたちにとって楽しい時期ですが、水辺の事故に気をつけなければならない時期でもあります。

夏期における子どもの水辺の事故の主な発生場所は「河川」、「海」となっており、行為別の事故発生では「水遊び」、「魚とり・釣り」となっております。

水辺の事故は毎年1400件を超え、特に夏休み期間となる7月～8月は多く発生しています。

一方で、水辺での活動は、自然環境への興味関心が高まり、五感を強く刺激することによるリフレッシュ効果があるなど、高い教育効果があることも分かっています。

“危険だから”と水辺から遠ざけるのではなく、子どもたち自身が「自分の命は自分で守る」意識と技能を身に付け、さまざまな活動を通じて「生きる力」を伸ばしていくことも大切な経験といえます。

### ◆安全に水辺の活動を楽しむポイント◆

- 水辺に遊び行く前に「天気予報を確認」
- 水辺で遊ぶときは「ライフジャケットを着用」
- 水辺で遊ぶときは「一人で行かずグループで」
- 溺れている人を見つけたら「飛び込まず助けを呼ぶ」
- 水に落ちてしまったら「あわてず、浮いて助けを待つ」

各ご家庭でルールを決め、安全に水辺の活動を楽しむように心がけてください。

教育委員会 社会教育係 TEL 68-2166

振り込めサギには十分注意しましょう！

## 上下水道料金の軽減制度について

浦臼町の上水道は西空知広域水道企業団で末端給水を行っています。水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 70歳以上の単身世帯
- (3) 母子及び父子家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

- 70歳以上の単身世帯の場合は道町民税が非課税の場合。
- 母子及び父子家庭は道町民税が非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の場合。

下水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 65歳以上の老人世帯
- (3) ひとり親家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

- 65歳以上の世帯の場合は道町民税が非課税の場合。

- ひとり親家庭は道町民税が非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の場合。

ただし毎年申請の手続が必要です。

該当の方は申し出てください。

軽減については**本人申請**となります。西空知広域水道企業団又は浦臼町から該当する旨の通知はありませんのでご注意ください。

上下水道の工事をする場合には西空知広域水道企業団の指定工事店、下水道の工事をする場合には浦臼町の指定を受けた工事店でなければ工事はできません。

工事をする場合には届出が必要になります。

<b>問合せ・詳細は</b>	役場建設課技術係	電話68-2113番
	西空知広域水道企業団	電話76-2486番

## 自衛官募集

募集項目	資格	受付期間	試験日
航空学生 (海上・航空)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年4月1日現在高卒(見込含)</li> <li>又は高専3年次修了者(見込含)</li> <li>・航空自衛隊は18歳以上21歳未満の者</li> <li>・海上自衛隊は18歳以上23歳未満の者</li> </ul>	R2年7月1日 ) R2年9月10日	1次：R2年9月22日 2次：R2年10月17日～22日 のうち指定する1日 3次：(海) R2年11月20日～12月16日 (空) R2年11月14日～12月17日
一般 曹候補生	R3年4月1日現在18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)		1次：R2年9月18日～20日 のうち指定する1日 (19日は滝川駐屯地で実施) 2次：10月9日～14日 のうち指定する1日
自衛官 候補生 (女子)	18歳以上 33歳未満の者 現在32歳の方は生年月日により応募の可否が変わります。 詳しくはお問い合わせ下さい。	年間を通じて行っております。 第2回メ切 R2年8月21日 第3回メ切 R2年9月11日	第2回：R2年8月28日、30日 第3回：R2年9月25日、26日 29日、30日 のうち指定する1日 (29日は滝川駐屯地で実施)
自衛官 候補生 (男子)			第2回：R2年8月28日～30日 のうち指定する1日 第3回：R2年9月23日～26日 及び9月28日～10月 1日のうち指定する1日 (29日は滝川駐屯地で実施)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受付期間及び試験日が変更・延期される場合があります。詳しくは、自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所まで **TEL 0125-22-2140**  
**[URL <http://www.mod.go.jp/pco/sapporo>]**

不要な「ありがとう札沼線」缶バッジは、役場へ寄付をお願いします！

## 7月17日は「北海道みんなの日」です

1869年（明治2年）、北海道の名付け親とされる松浦武四郎が、明治政府に「北加伊道」という名称を提案した7月17日は、「北海道みんなの日」、愛称「道みんなの日」です。

「道みんなの日」は、北海道のこれまでの歴史や文化、風土を見つめ直し、これからの北海道を考える日として、平成29年に制定され、この日をきっかけに、道民の皆様には、北海道に愛着や誇りを持っていただき、道外に北海道の魅力を発信する機会となるよう設けられました。詳しくは、北海道庁のホームページをご覧ください。

## 登記・相続に関するQ & A

Q 建物を取り壊した場合、登記はどうするの？

A 建物を取り壊した場合、「建物の滅失登記」が必要になります。

「建物の滅失登記」とは、法務局に登録されている建物が、焼失、取壊し又は倒壊によって滅失した場合に、法務局に登録してある建物の表示の登記を抹消し、登記記録を閉鎖するための登記です。

「建物の滅失登記」は、申請する義務があり、決められた様式の申請書に不動産の表示内容を記載し、申請することにより法務局が処理を開始します。

申請しない限り、存在しない建物の登記が残ったままになってしまいます。

皆様は、ご自身が所有する住宅、倉庫、物置等の不動産がどのような状態で登記されているか、又は登記されていないのかご存じですか？

皆様の大切な不動産の登記状況を把握し、建物の滅失した事由を調査し、法務局に皆様の代理人となり登記を申請できる専門家は土地家屋調査士だけです。

建物の滅失かも？と思ったらお近くの土地家屋調査士又は札幌土地家屋調査士会にご相談してください。

■お問合せ先 札幌法務局滝川支局 0125-23-2330

(ホームページ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>

札幌司法書士会 011-272-9035 (法律相談センター予約)

※滝川市にも相談所を設けています

(ホームページ) <http://www.sihosyosi.or.jp/>



コタエを  
出します

すべての相談の相談料が  
**無料**になりました。

相談予約  
ダイヤル

**0125-22-8373**

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

「広報うらうす」に広告を載せてみませんか？

## 広告主募集中

1号広告 縦4cm×横15cm 4,000円  
2号広告 縦4cm×横7cm 2,000円

問い合わせ 役場総務課企画統計係

国民健康保険税は納期限内に必ず納めましょう!!

## 浦臼町定住支援制度について

浦臼町では定住人口増加や地域の活性化を促進するため、様々な支援を行っています。  
今号では、住宅に関する助成制度等についてご紹介します。

浦臼町内に住宅を取得する方を応援します！

### 「浦臼町定住促進住宅取得応援助成金」

「町内に新築住宅を取得された方」、「町内の中古住宅を取得された方」を支援します。

#### ■対象者

- ・住宅を新築又は購入し、住宅請負契約又は売買契約を締結した者
- ・令和6年3月31日までに町から交付決定を受けた者
- ・本町に10年以上定住することを誓約する者
- ・申請者及び同居世帯員が、本町に住民登録を行うこと
- ・世帯全員の市町村民税等の滞納がないこと
- ・浦臼町暴力団排除条例（平成24年浦臼町条例第23号）に規定する暴力団員などでないこと
- ・過去にこの条例に基づく助成金の交付を受けていないこと
- ・2世帯以上が入居する住宅の場合、入居する世帯数にかかわらず1世帯とみなす

#### ■対象住宅

- ・住宅 居室、台所、トイレ、浴室等がある延床面積が50平方メートル以上の一戸建て住宅
- ・昭和56年6月以降に建築された住宅（中古住宅）  
（昭和56年6月1日に導入された、建築基準法に基づく耐震基準に適合している住宅）
- ・2親等以内の親族が所有していた住宅は助成対象外（中古住宅）

#### ■助成額

新築住宅取得応援助成金 150万円 中古住宅取得応援助成金 50万円

※購入額が50万円未満の場合は、当該購入額（消費税等を除く。）が助成金額となり、1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額が助成金額となります。

※購入額には土地の購入額を含む。

#### ■加算（申請時）

次のいずれかに該当する世帯に対し、25万円＋商品券25万円分を加算します。

- ・若年夫婦・・・40歳未満の夫婦。
- ・同一の世帯に属する中学校課程を修了する前までの子どもを養育する世帯

※「商品券」の使用期限は、発行日より6ヵ月間です。

#### ■申請の時期

新築住宅取得応援助成金・・・表題登記3ヵ月以内

中古住宅取得応援助成金・・・転入後または転居3ヵ月以内

#### ■助成金の返還

書類に偽りその他の不正があったとき、10年未満に転居、又は住宅の所有権移転若しくは賃貸等を行った場合は、助成金等の返還対象となりますのでご注意ください。

## 「浦臼町住宅リフォーム等補助金」

住環境の向上、空き家の再活用、町内経済の活性化等を目的として、住宅リフォーム及び老朽住宅の除却工事に係る費用の一部（最大30万円）を助成する制度です。

### ■補助対象者

- ・ 補助対象住宅等の所有者であって、町内に居住またはリフォーム後、直ちに町内に居住する者
- ・ 町税及び水道料金、下水料金等を滞納していない者
- ・ 前年の世帯総所得が550万円以下の者

### ■補助条件

- ・ 町内業者と契約し行う工事であること
- ・ 工事費（消費税を除く）が50万円以上であること
- ・ 固定資産税課税台帳に登録している家屋であること（倒壊家屋の除却工事を除く）
- ・ 同一の申請者、同一の住宅についての補助は、1回限りとする

### ■補助対象工事

- ・ 住宅のリフォーム（築後10年を経過した住宅の増築・改築・改修工事）
  - ・ 住宅耐震改修工事
  - ・ 空き家（倉庫など附属建物を含む）、老朽住宅の除却工事（建替えの為の除却を除く）
  - ・ 住宅用太陽光発電システム設置工事
- （注）工事着工前に必要書類を添付の上、申請書を総務課企画統計係に提出してください

【お問い合わせ】 役場総務課企画統計係 電話 0125-68-2111

### 鶴沼ワインフェス開催中止のお知らせ

8月30日に開催予定となっていた「第12回鶴沼ワインフェス」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催が中止となりました。楽しみにしていた皆様には申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

### 夏休み期間中のラジオ体操の中止について

浦臼町民生委員児童委員協議会では、新型コロナウイルス拡大防止のため、町民の皆様や参加者の健康と安全を最優先に考え、例年夏休み期間中、役場前駐車場で開催しているラジオ体操を中止とさせていただきます。楽しみにいただいている皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

問合せ先 暮らし応援課住民係（68-2112）

### 令和2年度狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習について

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習は北海道において実施方法等を検討・調整しているところです。開催日時、場所等については決定次第北海道のホームページに掲載されますので、ご確認ください。（掲示後も、状況により変更される場合があります。）

また、例年7月に行っている狩猟免許試験（1回目）については、今年度行われませんので、ご了承願います。

不要な「ありがとう札沼線」缶バッジは、役場へ寄付をお願いします！



# 今月の粗大ごみ収集日

## は7月21日(火)

です。7月14日(火)までに申し込みました方の戸別(訪問)収集日です。

※8月の収集日は8月18日(火)です。め切は8月11日(火)までとなります。

### 短歌……浦白短歌会

巢立ちする小雀四羽、青空へ  
主なき巢箱夫と見つめる

井下 隼子

夢持てば願ひ叶うと信じつつ  
詩作り今日も頑張りており

玄地 祐文

長き留守つづじヤクナゲ共に咲き  
帰宅の吾を迎える如く

本間マキ子

スズランを「君影草」と知り亡母が  
愛でしかの日の想いにふれて

森 一喜

北斜面残る雪溪なつかしき  
人に逢うごと足止めて見る

森 小夜子



### お知らせします!

最終処分場放流水水質検査結果(5月分)



採取日	項目	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質 (SS)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD-Mn)	全窒素 (T-N)
5月14日(木)		7.5	1未満	0.8	2.9	3.30
	基準値	5.8~8.6	10以下	20以下	90以下	120以下

### 自動車運転免許更新時講習会

優良運転手のみが受講できる講習会で、ご自宅に「運転免許証更新連絡書」が届きますので、砂川警察庁舎等で更新の手続き(申請等)を済ませ、「優良講習」対象者に該当するかどうか確認の上、受講してください。  
更新手続きは、誕生日の前後合わせて2ヶ月間の間に行ってください。

とき 7月16日(木)・午後6時から  
ところ 奈井江町文化ホール(JR奈井江駅前)

### お誕生おめでとうございます

今 田 賢太郎くん 伸一郎さん 5月29日  
美 香さん 浦白第3の2

### おくやみ申し上げます

石 巻 美津子さん 88歳 5月17日  
浦白第4

### ご厚志ありがとうございます 社会福祉協議会へ

○故人の生前のお礼として  
・相原早苗 浦白第4  
(故石巻美津子さん) 3万円



### はい!こちら119番



その他の出動	救助出動	救急出動	警 戒	火災出動	区 分	
					期 間	
1 (3)	0 (0)	3 (25)	3 (4)	0 (0)	5月1日 ↓ 5月31日	今 月 分
1 (7)	0 (2)	25 (112)	3 (6)	0 (2)	1月1日 ↓ 5月31日	累 計

浦白町内の出動状況( )内は奈井江・浦白支署全出動状況

### 編 集 後 記

札幌に住んでいた頃には買うことを考えたこともなく、あのまま住み続けていたらおそらく買うこともなかったであろう、草刈り機を買いました。草刈り機ど素人の僕にとっては、どれを選べば良いのかわからない状態で1年近く迷っていましたが、燃料の管理をしたくなかった事もあり、充電式のものになりました。先日使ってみました、エンジン式よりずっと扱いやすく、僕にはこちらの方が合っているようです。普通に使っても1時間以上バッテリーが続き、音も静かなので1年迷った甲斐がありました。この勢いで他の電動工具にも手を出してしまいそうです。

### ひとのうごき

男 853人 (-2人)  
女 920人 (-2人)  
計 1,773人 (-4人)  
世帯数 853戸 (-1戸)

( )内は前月との比 ■5月末現在